

盛土規制法

新潟市域における

届出の手引き

（区域指定日をまたぐ工事の届出）

第2版

令和7年7月

新潟市都市政策部都市計画課

<改訂履歴>

版数	改訂日	改定箇所	改定内容
第1版	令和7年7月4日		初版発行
第2版	令和7年7月18日	全般 2-1 2-3 3-1(1) 3-1(2)	・区域指定に伴う字句修正 ・刑法改正に伴い懲役を拘禁刑に修正 ・追加 ・表3-2を修正 ・①・③・⑧を修正

目次

1 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の趣旨	2
1-1 盛土規制法の目的.....	2
1-2 用語の定義	2
1-3 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域	5
2 届出を要する工事	6
2-1 区域指定日をまたぐ工事の届出を要する工事の規模.....	6
2-2 届出を要しない工事.....	7
2-3 届出時(後)に課される内容.....	11
3 届出書の作成及び提出方法	12
3-1 届出書の作成	12
3-2 届出書の提出先及び提出部数.....	16
3-3 届出事項の公表.....	17

本手引きは、新潟市における宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)に基づく区域指定日をまたぐ工事(区域指定の際に既に行われている工事)の届出手続きの取扱いを示したものです。

新潟市では、令和 7 年 7 月 18 日に規制区域を指定(盛土規制法運用開始)しました。区域指定の際に既に工事着手している場合、8 月 8 日までに届出が必要となりますので、本手引きの取扱いに沿って手続きを行ってください。

この他の手続きについては、「盛土規制法に基づく許可申請の手引き」をご確認ください。
(※新潟県(新潟市を除く)においては、本手引きの取扱いとは異なりますので、新潟県土木部都市局都市政策課にお問合せください。)

本手引きでは、以下のとおり用語を省略します。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号)
細則	新潟市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 (令和 7 年 7 月 4 日新潟市規則第 56 号)

1 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の趣旨

1-1 盛土規制法の目的

盛土規制法は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事を許可制(一部届出制)として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

1-2 用語の定義

(1)土地の区分(法第2条)

盛土規制法における土地の区分の定義は、図1-1に示すとおりです。

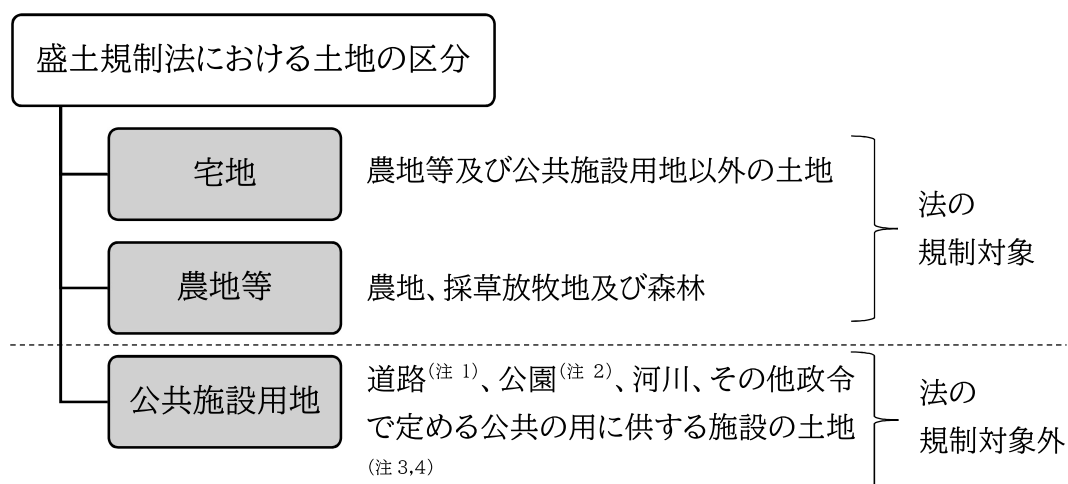


図1-1 盛土規制法における土地の区分

注1:国又は地方公共団体が管理又は監督する道路をいいます。

注2:都市公園による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や、自然公園法に基づく公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設のことをいいます。

注3:道路、公園、河川以外の公共施設用地は、表2-2を参照のこと。

注4:公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。

(2) 工事の区分(法第 2 条)

盛土規制法における行為の区分の定義は、表1-1に示すとおりです。

表1-1 盛土規制法における行為の区分

土地の形質変更	宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土又は切土
	特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土又は切土で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積 注：一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限り、残土の埋め立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱います。	

注：上記はいずれも政令第3条及び第4条で定めるものをいいます。

本手引きにおいては、「盛土、切土又は土石の堆積」を総称して「盛土等」と記載します。

(3) 崖、擁壁等(政令第 1 条、第 6 条)

盛土規制法における「崖」、「擁壁等」の定義は、表1-2に示すとおりです。

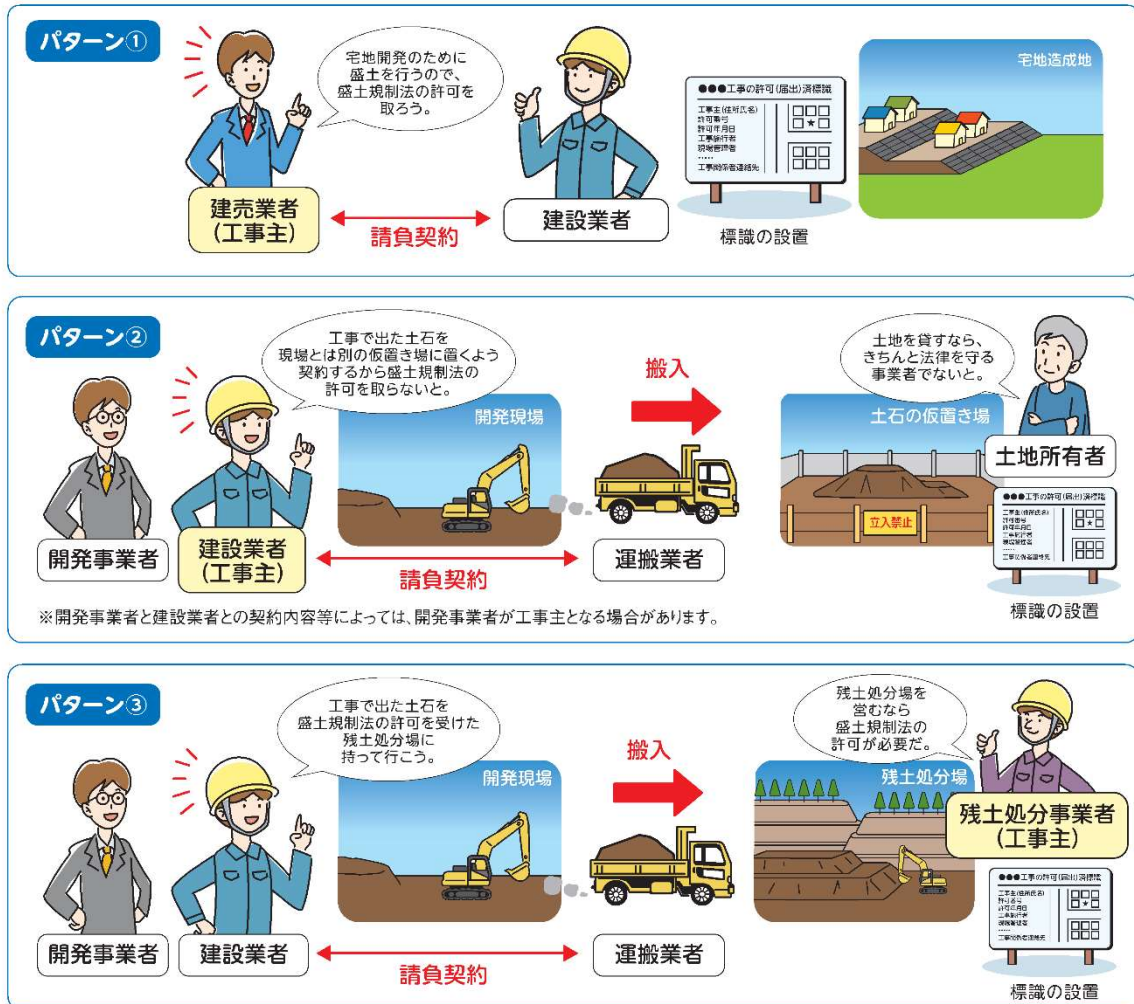
表1-2 盛土規制法における崖、擁壁等の定義

崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く。)をいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設(鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等)、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

(4) 工事主(法第2条)

盛土規制法における「工事主」とは、「盛土等に関する工事の発注者又は請負契約によらずに自らその工事をする者」をいいます。工事主が届出等の手続きを行う必要があります。

誰が工事主となるかは、大きく分けて図1-2の3パターンがあります。



注:上記のパターンは一部の例であり、他にも様々なパターンが考えられます。

図 1-2 工事主のパターン

1-3 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

「宅地造成等工事規制区域(通称:宅造区域)」とは、市街地やその周辺など、宅地造成等の行為が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアとして、新潟市長が指定する区域です。

「特定盛土等規制区域(通称:特盛区域)」とは、市街地等からは離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアとして、新潟市長が指定する区域です。

新潟市における規制区域は、図1-3のとおりです。最新の情報及び詳細図は新潟市ホームページからご確認ください。

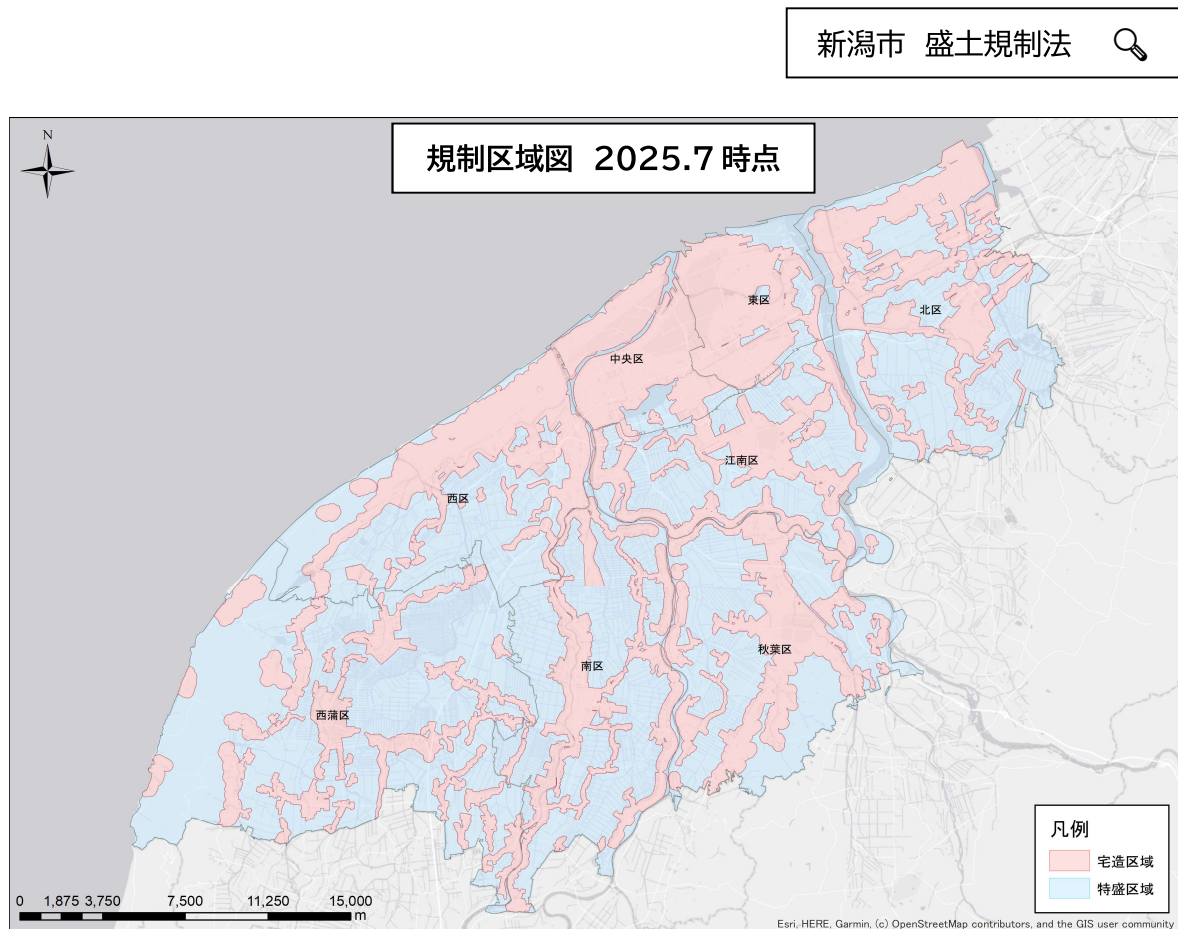


図 1-3 新潟市における規制区域

2 届出を要する工事

2-1 区域指定日をまたぐ工事の届出を要する工事の規模

「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」内において、区域指定日をまたぐ工事(区域指定日に既に行われている工事)で、表2-1において**赤文字**で示した規模を超える工事を行っている場合には、法第21条第1項及び第40条第1項に基づき、その指定のあった日から21日以内(8月8日まで)に新潟市長への【届出】が必要となります。

この届出の対象となるのは、区域指定の際に既に工事着手しているものに限りです。工事着手とは、工事現場における最初の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点を指します。請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇い入れや資材購入の段階では、着手とみなされませんのでご注意ください。

なお、他法令の許認可を受けている工事であっても、盛土規制法の届出が不要になることはありません。

表2-1 区域指定日をまたぐ工事の届出を要する工事の規模

赤文字：工事の届出書の提出対象		青文字：工事の届出書及び図面等の提出対象			
＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞					
例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等					
要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。					
標高差1m超 (注)					
＜一時的な土石の堆積＞					
例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等					
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	
イメージ図					
標高差1m超 (注)					

(注) ⑤⑦において、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合や、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合は届出は不要です。

注：手続きを怠ると、罰則(拘禁刑 6 月以下・罰金 30 万円以下)が科される可能性がありますので、ご注意ください。

2-2 届出を要しない工事

盛土等に関する工事のうち、表2-2に示す工事は法の適用対象外であり、また表2-3に示す工事は、災害の発生を防止するために当該工事の実施に当たって従うべき一定の基準や行為制限が設けられているものとして、届出は不要です。不明な点は都市計画課に事前にご相談ください。

表2-2 法の適用対象外工事

区分		具体的な内容
法の適用対象外	公共施設用地 ^(注1) における工事 (法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項)	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
	その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為(通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であって、その前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの) ・その他土地利用のために土地の形質を維持する行為(例：グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷均し等)

表2-3 届出を要しない工事

区分	具体的な内容
法の許可不要工事	災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号) 【他の法令等により確認が行われるもの】 ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取^(注2) ・鉱業法に基づく鉱物の採取^(注3) ・採石法に基づく岩石の採取^(注4) ・砂利採取法に基づく砂利の採取^(注5) ・土地改良法に基づく土地改良事業等^(注6) ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等^(注7) ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却^(注8) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等^(注9) ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等^(注10) ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分^(注11) 【森林施業に必要な作業路網の整備工事】 ・森林作業道作設指針に即して作設された森林作業道、主伐時における伐採・搬出指針に即して作設された集材路、林業専用道作設指針に即して作設された林業専用道(規格相当)及びこれらの指針に示された目的のために作設された必要最小限の土場等 【応急措置工事】 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人^(注12)が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 【一定規模以下の工事】 ・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)であって、盛土又は切土をする厚さが1mを超えないものを行う工事 ・土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが1mを超えないもの 【工事の施行に付随して行う土石の堆積^(注13)】 ・当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場^(注14)又はその付近^(注15)に堆積するもの

- 注1:公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。
- 注2:鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 注3:鉱業法第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 注4:採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 注5:砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 注6:土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 注7:火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注8:家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 注9:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注10:土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注11:平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 注12:地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構のことをいいます。
- 注13:「工事の施行に付随して行う土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- 注14:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)については、工事の現場として取り扱います(図2-1参照)。

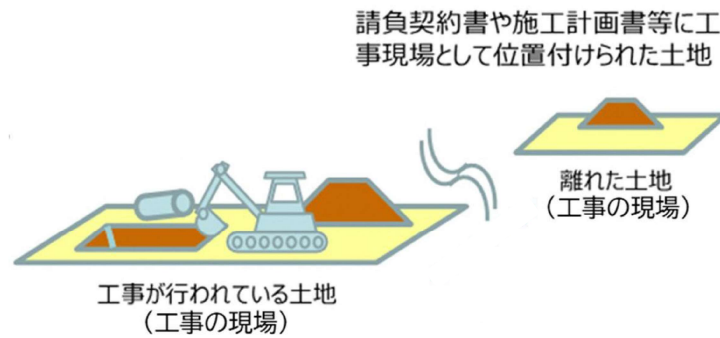


図 2-1 「工事現場」のイメージ

注 15:「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します(図 2-2 参照)。

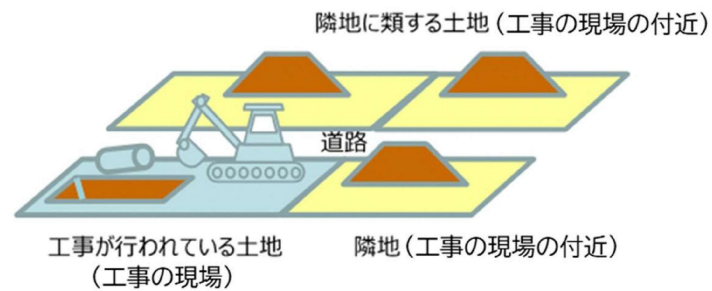


図 2-2 「工事の現場の付近」のイメージ

2-3 届出時(後)に課される内容

表 2-4 に記載のとおり、区域指定日をまたぐ工事の届出は、手数料の徴収はなく、技術的基準の適用、中間検査、完了検査、定期報告、標識掲示の義務也没有せん。

なお、「3-1(3)工事の変更届出」及び「3-1(4)工事の完了届」は必要です。

表 2-4 届出時(後)に課される内容

	区域指定前に着手	区域指定後に着手			
	①区域指定日をまたぐ工事の届出	②許可申請	③特盛区域における小規模盛土の届出	④擁壁等の除去工事の届出	⑤公共施設用地の転用に関する届出
	(21条1項・40条1項)	(12条1項・30条1項)	(27条1項)	(21条3項・40条3項)	(21条4項・40条4項)
手続き期限	区域指定後21日以内	標準処理期間あり	着手の30日前まで	着手の14日前まで	転用した日から14日以内
手数料	—	必要	—	—	—
技術基準の適用	—	必要	—	—	—
中間検査	—	場合により必要	—	—	—
完了検査	—	必要	—	—	—
定期報告	—	場合により必要	—	—	—
標識掲示	—	必要	必要	—	—
罰則	6月以下の拘禁刑/30万円以下の罰金	3年以下の拘禁刑/1,000万円以下の罰金	1年以下の拘禁刑/100万円以下の罰金	6月以下の拘禁刑/30万円以下の罰金	6月以下の拘禁刑/30万円以下の罰金

3 届出書の作成及び提出方法

3-1 届出書の作成

(1)届出に必要な書類

法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基づく、工事の届出に必要な書類は、表3-1のとおりです。

表3-1 区域指定日をまたぐ工事の届出に必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	工事の届出書	省令第十五	土地の形質変更の場合 (省令第52条第1項、第82条第1項)
		省令第十六	土石の堆積の場合 (省令第52条第3項、第82条第2項)
2	表3-2に示す図面等	-	工事の規模が表2-1において青文字で示した規模を超える場合
3	委任状	参考第3	代理人が申請を行う場合 ・代理人連絡先電話番号を記載すること

表3-2 添付を要する図面等

	図面の名称	明示すべき事項	区分		備考
			土地の形質変更	土石の堆積	
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	
2	地形図	・縮尺、方位、等高線及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	要	要	等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他土留の位置 ^(注)	要	—	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
		・縮尺、方位及び土地の境界線 ・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ^(注) ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ^(注) ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ^(注)	—	要	
4	届出地及びその周辺の写真	・盛土等をしようとする土地(赤枠で囲むこと)及びその付近の状況を明らかにする写真	要	要	

注：該当する場合のみ明示してください。区域指定日をまたぐ工事の場合は、技術的基準に適合させる必要はありません。ただし、届出対象の盛土等に係る土地の保全努力義務は課せられているため、災害のおそれ大きいと認められる危険な場合には、改善命令の対象となります。

(2)届出書作成にあたっての留意事項

届出書(省令様式第十五、様式第十六)の作成にあたっては、以下の点に留意してください。

①「工事主住所氏名」

- ・工事の請負契約の注文者、または請負契約によらないで自らその工事をする者を記入してください。法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記入してください。
- ・連絡先電話番号を記入してください。

② 盛土等を行う土地が法第21条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為か、法第40条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為かを新潟市ホームページの規制区域図から確認し、{}内の該当する方に○を付してください。

新潟市 盛土規制法 

③「1 工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人、または請負契約によらないで自らその工事をする者を記入してください。法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記入してください。
- ・これまでに複数の施行者が関わっている場合は、全ての施行者を記入してください。
- ・連絡先電話番号を記入してください。

④「2 工事をしている土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)」

- ・盛土等の工事に関連のある全ての土地について、地番まで記入してください。盛土等を行わない道路、法面等を含みます。(考え方については、図3-1～3-3を参照のこと。)
- ・届出地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の全ての土地について、地番まで記入してください。(筆数が多く、記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成してください。)
- ・代表地点の緯度経度は届出地の中心地点を基本とし、秒については小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを記入してください。(例:緯度 37度54分8.6秒)・

⑤「3 工事をしている土地の面積」

- ・④で記載した、盛土等の工事に関連のある土地の総面積であって、盛土等を行わない道路、法面等を含みます。(面積の考え方については、図3-1～3-3を参照のこと。)
- ・届出地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記入してください。

⑥「4 盛土のタイプ」(様式第十五のみ)

- ・盛土のタイプは次の分類から選択してください。(複数選択可)
 - a)平地盛土:勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - b)腹付け盛土:勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - c)谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土

- ⑦「9 工事完了予定年月日」(土石の堆積(様式第十六)の場合は「8工事完了予定年月日」)
 ・営業中のプラント等、工事完了予定のない工事の場合は、空欄で構いません。

- ⑧「10 工事の進捗状況」(土石の堆積(様式第十六)の場合は「9 工事の進捗状況」)

<記載例>

- ・図面に完了済み範囲を着色したうえで、「図面赤着色箇所まで完了」等と記載
- ・工程表添付し、「別添工程表参照」等と記載
- ・「〇割完了済み」、「土砂の搬出入を継続して実施中」等と記載

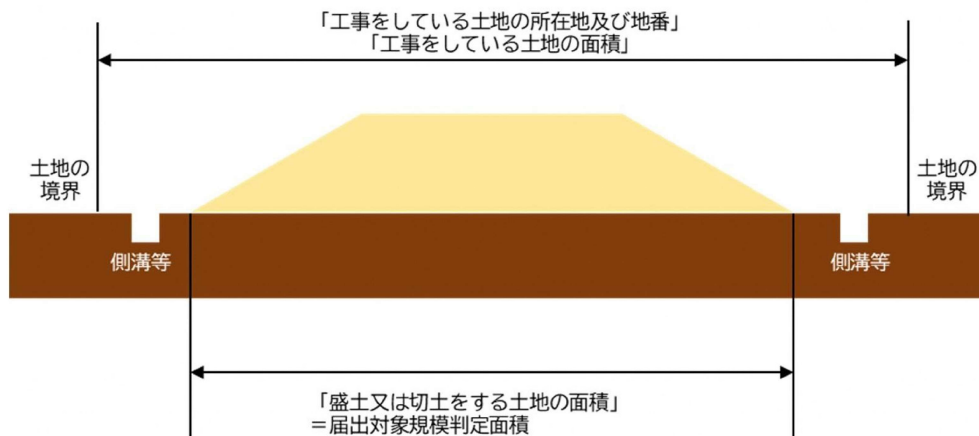


図 3-1 面積の考え方(盛土のみを行う場合)

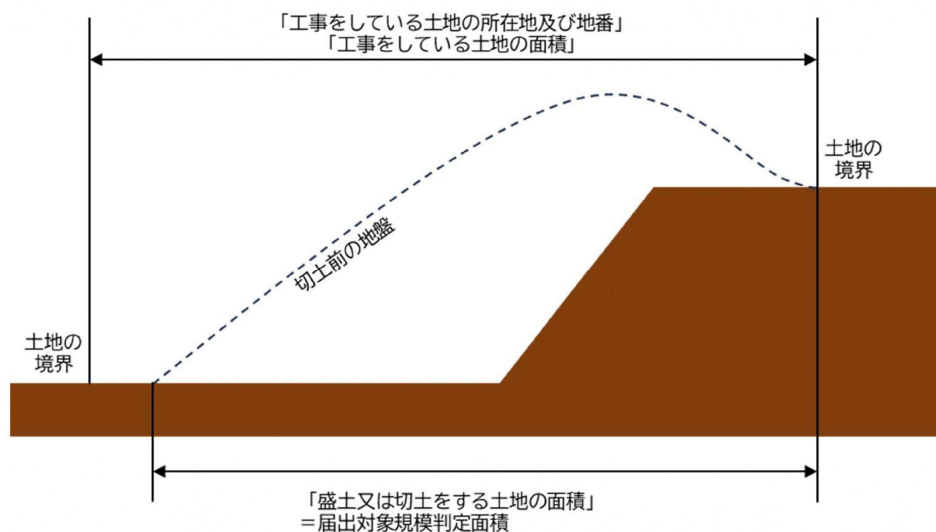


図 3-2 面積の考え方(切土のみを行う場合)

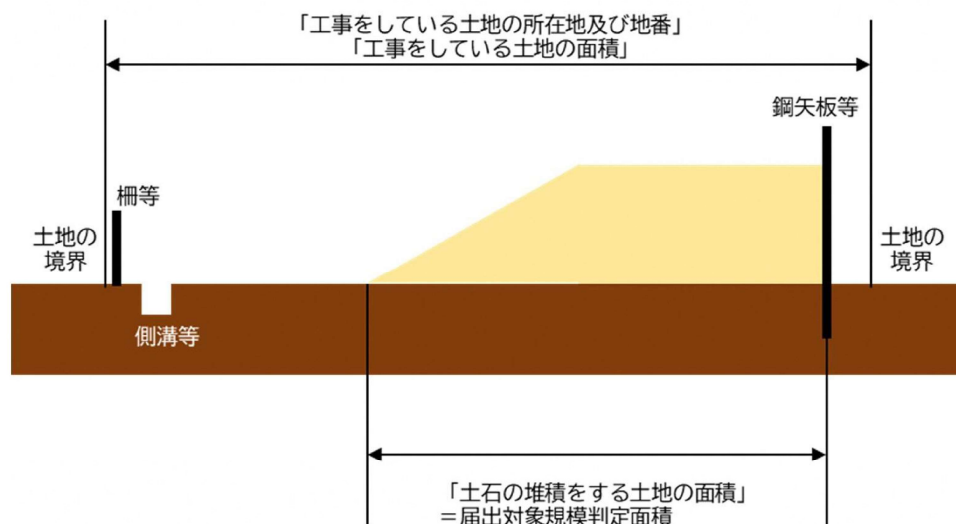


図 3-3 面積の考え方(土石の堆積を行う場合)

(3)工事の変更届出

届出をした工事の計画を変更しようとするとき(工事主が変更となる場合および盛土等の高さ又は面積が届出時より大きくなる場合)は、表3-3に記載の書類を添えて新潟市長へ届け出る必要があります。

注：届出の範囲を超えた部分が許可対象規模となる場合、新たに許可申請が必要となりますので、届出前に都市計画課にご相談ください。

表3-3 変更届出に必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	工事の変更届出書	細則第 11	(細則第 13条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 15 条第 2 項)
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	-	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとする。 (細則第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 15 条第 2 項)

(4)工事の完了届

届出をした工事が完了したときは、表3-4に記載の書類を添えて、すみやかに新潟市長へ届け出る必要があります。

表3-4 完了届出に必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	工事の完了届	細則第 10	(細則第 12 条、第 14 条)
2	届出地及びその周辺の写真	-	盛土等を行った土地及びその付近の状況を撮影したもの

3-2 届出書の提出先及び提出部数

新潟市内においては、都市計画課が全ての手続きの窓口です。連絡先等は本手引き最終ページに記載しています。

届出は紙にて、正本 1 部^(注1)を都市計画課に持参又は郵送^(注2)により提出してください。

注1:関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

注2:郵送で提出する場合は、必ず追跡可能な方法(レターパック、簡易書留等)としてください。

表 3-5 各手続の様式

		手続の種類	様式
区域指定日をまたぐ工事の届出	当初	土地の形質変更に関する工事の届出	省令第十五
		土石の堆積に関する工事の届出	省令第十六
	変更	土地の形質変更に関する工事の変更届出	細則第 11
		土石の堆積に関する工事の変更届出	細則第 11
	完了	届出工事の完了届出	細則第 10

3-3 届出事項の公表

第21条第2項、第40条第2項に基づき、表3-6に記載の情報について、新潟市ホームページにおいて随時公表します。

表3-6 公表する情報

届出案件
① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事が施行される土地の位置図 ④ 工事の届出年月日 ⑤ 工事施行者の氏名又は名称 ⑥ 工事の着手年月日及び完了予定年月日 ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

新潟市 都市政策部 都市計画課

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地
古町ルフル5階

電話番号:025-226-2825

FAX 番号:025-229-5150

メールアドレス:tokei@city.niigata.lg.jp